

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市高齢者理容サービス事業実施業務
発 注 課	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課
選 定 事 業 者	札幌理容協同組合
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>高齢者理容サービス事業は、在宅でねたきりの高齢者に対し、理容師が自宅を訪問して、理容サービスを提供する事業である。</p> <p>本業務を行うためには、①理容師を市内全域・網羅的に派遣できること、②利用者の希望に沿った事業者の選択が可能であること、③派遣の調整、利用料の請求等が円滑に行えることが求められる。</p> <p>これらの条件を満たし、年間を通じて、安定的に事業を遂行できる団体は、札幌市内全域に多数の組合事業者がいる札幌理容協同組合において他にはなく、また、事業開始以来適切に運営されている。</p> <p>このことから、現在運営している札幌理容協同組合との特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和7年3月12日